

事務連絡
平成 23 年 4 月 17 日

各市町村災害対策本部
仮設住宅等担当課長 様

福島県災害対策本部
(土木部建築住宅課長)

「自ら手続して民間住宅等に入居している避難者に係る
今後の対応」について（照会）

このことについては、平成 23 年 4 月 13 日付け「災害救助法の適用範囲について」（福島県災害対策本部長通知）別紙 2 によりお知らせしたところですが、県内の実施方法を別紙「福島県借上げ住宅の特例措置について（案）」により実施する予定としております。

つきましては、当該（案）に対する貴職の意見を、下記により回答くださるようお願いいたします。

記

1 回答事項

(1)特例措置の方法について、当該案でよいか。

(2)実施時期について、以下のいずれが適切か。

- ・できるだけ早い時期に実施する。
- ・現状を踏まえ実施時期を後日決定する。
- ・その他

(3)実施時期の決定については、どうか。

- ・県内統一時期で県が決定する。
- ・市町村の実情に応じた時期を市町村が決定する。
- ・その他

2 回答の方法

回答様式 別紙による。（自由様式でも可）

回答方法 メール、または FAX にて回答願います。

FAX 番号 024-521-7955

メールアドレス kenchikujuutaku@pref.fukushima.jp

回答期限 平成 23 年 4 月 18 日（月）17:00 まで

（意見のない場合は、回答不要です。）

（担当者 建築住宅課 蓮沼、横山 電話 024-521-7520）

送信先 FAX 024-521-7955 (建築住宅課企画担当)

平成 23 年 月 日

福島県土木部建築住宅課あて

市町村名

自ら手続して民間住宅等に入居している避難者に係る

今後の対応について (回答)

福島県借上げ住宅の特例措置 (案) に対する意見は、以下のとおりです。

記

1 検討した内容事項

(1) 特例措置の方法について、当該案でよいか。(○印を選択する。)

- ・ よい
 - ・ 以下の内容を改善されたい。(以下に具体的に記載する。)
-

(2) 実施時期について、以下のいずれが適切か。(○を選択する。)

- ・ できるだけ早い時期に実施する。
 - ・ 現状を踏まえ実施時期を後日決定する。
 - ・ その他 (以下に具体的に記載する。)
-

(3) 実施時期の決定については、どうか。

- ・ 県内統一時期で県が決定する。
 - ・ 市町村の実情に応じた時期を市町村が決定する。
 - ・ その他 (以下に具体的に記載する。)
-

担当者 所 属
連絡先 電 話
メール

職氏名
FAX

福島県借上げ住宅の特例措置について（案）

平成23年4月17日

福島県土木部建築住宅課

1 主旨

県が借上げ住宅を供給する以前に、高齢者の介護などで避難所等での生活が困難などの理由により、既に自ら民間住宅を賃借し居住している避難住民のうち、要件を満たす世帯を対象にして、当該民間住宅を県による借上げ住宅に位置づけ、避難住民の居住の安定を図る。

2 特例措置

平成23年3月11日から基準日までの期間に、避難住民が自ら手続きして入居した賃貸住宅について、市町村が以下の要件に合致することを審査し入居を決定したものは、基準日から県の借上げ住宅として取り扱う。

なお、当該賃貸住宅は、貸主が借上げ住宅となること及び現在の契約の解約について了承したものを対象とする

3 特例措置の基準日

2に定める基準日は、平成23年4月〇〇日とする。

4 対象世帯要件

以下の3つの要件を全て満たす世帯とする。

- ① 住宅の全壊等により居住する住宅がない世帯、または、原発事故による避難指示等により長期の避難が必要な世帯
- ② 平成23年3月11日から基準日までに、民間住宅を賃借する契約を締結して入居し、基準日以降も民間賃貸住宅に入居している世帯のうち、自らの資力では当該契約の継続が困難である世帯
- ③ 高齢者の介護、障がい者や乳幼児への対応、子どもの通学などの理由により、避難所等での生活が困難であったと市町村が認める世帯

5 対象住宅要件

「福島県借上げ住宅実施要綱等」の要件に該当する賃貸住宅とする。

- ・家賃6万円以下の賃貸住宅
- ・昭和56年以降に建設された住宅、または耐震性が確認された住宅

6 主な事務手続き

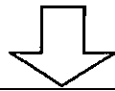
- ① 要件を満たす世帯は、避難前の従前の住所地の市町村に「特例措置の申し出」を行う。
- ② 「特例措置の申し出」を受理した市町村は、当該賃貸住宅が上記の要件に該当するか審査する。
- ③ 審査の結果、当該市町村が入居を決定したものを、県が借上げ住宅として事務手続きを行う。
- ④ 当該市町村は、当該決定内容を申し出世帯及び県に通知する。
県は、「借上げ住宅の特例対象リスト」を作成する。
- ⑤ 前出リストは県と基本協定を締結した不動産関係団体を通じ、仲介した宅建業者し、仲介宅建業者は、所有者、市町村及び福島県による「福島県借上げ住宅賃貸借契約書」を作成し、契約を締結する。
- ⑥ その他事務処理は「福島県借上げ住宅事務処理要領」に準じる。

福島県借上げ住宅の特例措置の事務の流れ（案）

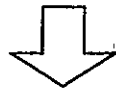
平成 23 年 4 月 17 日

土木部建築住宅課

- 1 要件を満たす世帯と入居している民間賃貸住宅の貸主が、県の「借上げ住宅」とすることについて合意する。
- 2 当該世帯と貸し主が契約切替え申出書を従前の居住地の市町村に提出する。



- 3 2の申出書を受理した市町村は、要件を審査のうえ、切替えを決定した場合は次の事務を行う。
 - ①当該世帯に対して「契約切替え決定通知」を行う。
 - ②「申出決定名簿」を県（建設事務所）に送付する。
（借上げ住宅決定リストの備考欄に「切替え」と記入し送付する。）



- 4 県は、市町村からの「申出決定名簿」の送付を受けて、次の事務を行う。
 - ①協定を締結している不動産関係団体に「申出決定名簿」を送付する。
 - ②不動産関係団体を経由し、宅建業者に県との賃貸借契約の作成を依頼する。



- 5 宅建業者は、不動産関係団体を経由した県依頼を受け、以下の事務を行う。
 - ①入居者に借上げ住宅の契約内容等を説明する。
 - ②貸主、県（借主）、市町村（事務代行者）による賃貸借契約書を作成し、不動産関係団体を経由し、市町村、県に送付する。

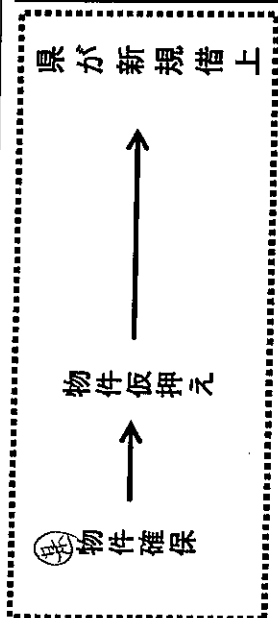
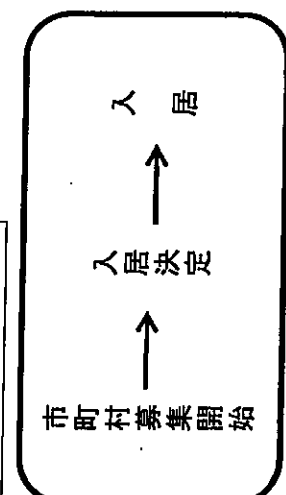


- 6 上記の手続きを経て、通常の借上げ住宅と同様の事務により賃貸料等を支払う。

■福島県借上げ住宅の特例措置について(案)

趣旨: 既に民間賃貸住宅に入居している避難住民対策として、要件を満たす世帯を対象に、条件に一致する
趣旨: 入居済み賃貸住宅を県の借り上げ住宅として認定し、県の借上げ住宅へ切り替える。

民間借上げ 通常型



■賃貸住宅の条件

- ・家賃: 賃貸契約において月額6万円以内のもの
- ・建設年: 昭和56年6月以降に建設したもの、または、耐震性を有すると確認できたもの

3月11日

4月00日

民間借上げ 特例措置型

3月11日～4月00日までに
避難住民が入居された賃貸住宅

4月00日を基準日として
条件に一致した賃貸住宅を
借上げ住宅として認定し、

■課題等(通常型と特例型のバランス)

- ①避難所にいる住民は、これまで避難所生活を送っているが、行政が決めた借上げ住宅に入居するため、自分で好きな賃貸住宅を選べない。
- ②避難所にいる住民には、最低限ではあるが一定の行政サービスを受けているが、自ら民間住宅を賃貸して入居している住民には、これまで行政の支援の手が届いていない。

■課題への対応

- ①通常型の対策により、不動産業者にいけない避難住民に対し、確実に住宅を供給する。
- ②特例措置型の対策により、避難所での生活が困難であったと市町村が認める世帯について、基準日以降、県が借上げ住宅と認定して、家賃の免除を行う。

